琉球大学国際地域創造学部転学部及び転コースに関する内規

令和元年7月24日 制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、琉球大学国際地域創造学部(以下「本学部」という。)における転学 部及び転コース(以下「転学部等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条件)

- 第2条 昼間主コース及び夜間主コースともに、2年次前期以降への転入を認める。
- 2 原則として、プログラム配属前の国際地域創造学科への転入は認めない。

(審査)

- 第3条 転学部等を志願する者の選考は、次の各号により審査する。
 - (1) 当該学部が課す科目の試験
 - (2) 在学中の成績
 - (3) 入学した際の入学者選抜学力試験の成績
 - (4) 面接
- 2 前項の審査は、志望先プログラムが実施する。

(決定)

第4条 転学部等を許可された者の在学すべき年数及び年次は、本学部代議会が決定する。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、転学部等に必要な事項は、教授会において定める。

附則

この内規は、令和元年7月24日から実施する。

附 則 (令和5年11月22日)

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、令和6年3月31日に琉球大学に在学する者については、 なお従前の例による。